

# なかの



Vol. 249

(2ページに写真説明)

URL <http://www.nakanohoujinkai.or.jp>

## 掲 示 板 (1~3月行事予定表)



※下記の予定は、12月1日現在の判断で予定しておりますので、中止又は延期になる場合もあります。  
詳細は、中野法人会事務局宛てに連絡願います。TEL 3388-6896

月	日	時 間	内 容	会 場	備 考
1月	5日(金)	13:00~17:00	◎無料法律相談(先ずはTELして下さい。)	法 人 会 館	
	11日(木)	16:00~17:00	署長講演会	リーガロイヤルホテル東京	
	//	17:10~18:00	新年賀詞交歓会	リーガロイヤルホテル東京	
	//	18:00~19:30	祝賀会	リーガロイヤルホテル東京	
	15日(月)	10:30~11:30	中野税務懇談会	署・別館2階会議室	
	17日(水)	13:30~15:30	決算法人説明会	法 人 会 館	
	18日(木)	13:30~16:00	新設法人説明会	法 人 会 館	
	19日(金)	18:00~19:30	青年部会・新年初顔合わせ会	酒肴処さくら	
2月	2日(金)	13:00~17:00	◎無料法律相談(先ずはTELして下さい。)	法 人 会 館	
	//	17:00~18:00	青年部会・第6回研修会(講師養成講座)	法人会館+WEB	
	6日(火)	13:30~16:00	書き方説明会	法 人 会 館	
	7日(水)	16:00~17:00	中野法人会経営塾第四弾(確定申告)	法人会館+WEB	
	8日(木)	18:15集合	第9回親睦ボウリング大会	高田馬場グランドポウル	
	13日(火)	16:00~17:00	中野法人会経営塾第五弾(事業承継)	法人会館+WEB	
3月	1日(金)	13:00~17:00	◎無料法律相談(先ずはTELして下さい。)	法 人 会 館	
	8日(金)	9:30~15:00	生活習慣病健診	中野ゼロ大ホール	
	//	18:00~19:00	青年部会役員会	法 人 会 館	
	13・14・15日	9:00~11:00	生活習慣病健診	中野セントラルパークカンファレンス	
	16日(土)		第8・9支部日帰りバス研修会	未 定	
	18日(月)	13:30~15:30	新設法人説明会	法 人 会 館	
	19日(火)	13:30~16:00	決算法人説明会	中野セントラルパークカンファレンス	
	21日(木)	未 定	理事会	中野セントラルパーク2階西武信用金庫会議室	



### 1月号の目次 『新春対談(中村署長・横山会長)』『令和6年度税制改正要望書』 2024 VOL.249

年頭の辞(横山会長).....3	令和6年度税制改正に関する提言..... 10~11
令和5年度納税表彰式.....3	本部だより(全国大会)..... 12
新春対談 中野税務署 中村署長..... 4~5	支部だより(第3・6・8・9支部)..... 12
中野法人会 横山会長..... 4~5	本部だより(税務研修会・実務講座・年調説明会)(にぎわいフェスタ) 13
謹賀新年 中野都税事務所 白石真一様.....6	本部・部会だより
都税だより&税務功労者感謝状贈呈式.....6	(ゴルフコンパ・法律セミナー・研修会・秋の講演会・女性部会懇親会) 14
税務署だより(確定申告会場のお知らせ).....7	本部・部会だより(青年部会・川柳コンクール入賞発表・作文入賞作品) 15
知っとくと得情報(税の豆知識)(山岡税理士) 8~9	第14回税に関する絵はがきコンクール入賞発表... 16

● 表紙(写真説明)・・・第22回フォト・コンテスト入賞『富士山』(飛行機の機内より) (株)フロムエーワーク 竹下 芳氏

発行所 (公社)中野法人会 〒165-0026 東京都中野区新井2-33-6 電話(3388)6896 FAX(3388)2550 e-mail jimukyoku@nakanohoujinkai.or.jp  
編集:広報委員会 印刷:友美堂 〒164-0013 東京都中野区弥生町6-5-7 電話(3381)1423 FAX(3381)1743

中野法人会の

# 無料法律相談

**お気軽にどうぞ!!**

(まずはお電話を...)

**実施日時:** 1/5(金)、2/2(金)、3/1(金) 13:00~17:00 (相談時間は、1案件:45分)

**TEL:** 03-3388-6896 **FAX:** 03-3388-2550 (担当) 三國・下島

# 年頭の辞



中野法人会長  
横山浩之

新年あけましておめでとうございます。

皆様には、希望に満ちた新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

平素は、中野法人会の運営に多大なご尽力を賜りまして、誠にありがとうございます。

昨年の活動を振り返ってみると、5月にコロナが第5類になり、中野法人会の各支部、各部会の活動が活発に行われるようになったことにつきまして、大変喜ばしく思っているところでございます。支部では、日帰りバス研修会や懇親会、青年部会では家族感謝デー、女性部会では4年ぶりに懇親会を開催いたしました。親睦チャリティゴルフコンペの表彰式につきましても、昨年度は開催することができました。

また、法人会として最も大事な社会貢献活動につきましては、7月の15日・16日・17日の3日間、さよならサンプラザ特別イベントで600名の子供を対象に税金クイズを行いました。8月には鷺宮盆踊り大会で税金クイズ、10月には野方地区祭りで税金クイズ、11月には中野にぎわいフェスタで税金クイズ、初めて参加した音と光のフェスティバルで税金クイズを行うなど、社会貢献活動も活発になってきております。

青年部会の租税教室につきましては、1学期中に区内10の小学校で行う事ができ、コロナ禍で出来なかった税金かるたを、すべての学校で実施いたしま

した。

女性部会の絵はがきコンクールは、区内3の小学校より167作品の応募を頂きました。税制税務委員会主催の税に関する川柳コンクールは、172作品の応募を頂きまして、大変嬉しく思っております。

研修会等の会場につきましては、中野サンプラザが閉館となったため、苦慮しておりますが、署長講演会・新年賀詞交歓会はリーガロイヤルホテル東京で開催予定でございます。皆様方には大変ご不便をお掛けいたしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、今年度の目標としては、第一に「会員増強推進」でございます。最近の傾向として入会される方は、紹介者からの勧めというよりは、自発的に入会されるケースが多くなってきております。「経営者の悩みは、経営者同士でないと分からない」この言葉は、経営者の本音だと思います。まずは法人会に入会して頂き、企業経営に役立つ事業に参加して頂き、交流を深めながら「仲間づくり」に取り組んで参りたいと思っております。

第二に、支部活動、部会活動の件です。全面的に応援して参りますので、昨年同様活発に活動して頂きたいと思っております。

今年度も、本部・支部役員の皆様、青年部会・女性部会の皆様のご協力を頂き、「更に、魅力ある法人会の構築を」と決意しております。

皆様のご健勝、企業の益々のご発展を心よりお祈り申し上げます。年頭の挨拶といたします。



## 令和5年度 納税表彰式



11月9日、明治記念館に於いて「令和5年度・納税表彰式」が行われました。

尚、高山義章(納貯)、神谷光太郎様・柴進一郎様(酒販組合)も受彰されました。

又、酒類法律施行70周年を記念して、川村洋治様が、東京国税局長感謝状を受彰されました。

《中野税務署長表彰》 (順不同)

- 根本 香織様 (理事・第3支部副支部長)
- 安田 一也様 (理事・第5支部副支部長)



根本香織様 安田一也様 平澤多香子様 堀井昭子様

《中野税務署長感謝状》 (順不同)

- 平澤多香子様 (理事・第7支部副支部長)
- 堀井 昭子様 (理事・第10支部副支部長)



# 新春対談



**司会 (広報委員長) :** 新年明けましておめでとうございます。本年も宜しくお願い致します。今年も、新春対談という事で企画をさせて頂きました。

中村署長、横山会長、どうぞよろしくお願い致します。

**会長 :** 明けましておめでとうございます。本年もどうぞ宜しくお願い致します。

**署長 :** 明けましておめでとうございます。

昨年中は、法人会の皆様には、税務行政全般にわたりご理解とご協力を頂きまして誠にありがとうございました。本年も宜しくお願い致します。

**司会 :** 中村署長にお伺い致します。昨年の異動で中野に赴任され、着任後、中野について中野について感じられた事や印象などをお話し頂ければと思います。

## 大規模開発の中野に強く関心を持つ

**署長 :** 私の過去5年間は、熊本国税局や税務大学校に勤務しておりましたので、東京国税局管内には勤務しておりませんでした。振り返ればコロナ禍もあり、その後5類へ移行するなど、東京国税局の事務運営が変更されていること、また、130名の職員を預かって行く立場には少し不安を感じておりました。しかしながら、税務署長を経験しており、全国的な事務運営は理解したことがアドバンテージとなり、赴任してからの不安は無くなりました。

私は中野税務署に勤務してたことがありませんが、中野駅周辺や南側の丸の内線周辺へは出掛けたことがあったので存じていますが、北側の西武新宿線沿線は馴染みがございません。初めて降りて感じたことは、鉄道やバスが充実しており便利な街という印象でございます。中野区を知るために、電車やバスを活用し、街を歩いて知る努力をいたしました。中野区の街は都会的な街並みと古い街並みが入り混じった印象でございました。再開発が進んでいる印象があり、特に中野駅前、大規模開発が進行中ですので、今後、どう街が移り変わっていくか興味がございます。中野税務署に赴任したので、より一層中野の街を一生懸命に知りたいという思いが強いです。

**司会 :** 中村署長、ありがとうございました。さて、

横山会長は就任されて3年目になりますが昨年を振り返っていかがだったでしょうか？

## コロナ禍前に戻りつつある法人会事業活動を展開

**会長 :** 昨年はコロナ禍もようやく落ち着き、5月には5類に移行し、法人会事業も、多数の会員が参加する、対面形式に移りつつございます。親会事業といたしましてはインボイス研修会など、署のご協力を得て、当初、予定の会場をより人数の入れる場所に変更するなど、多くの会員の皆様に、参加して頂きました。厚く御礼申し上げます。また中野駅周辺の再開発事業により、長年利用してまいりました中野サンプラザが閉館されましたことは誠に残念です。中野法人会としては懇親会ができませんでしたが最後に中野サンプラザを使用し通常総会が開催できたことは、とても良かったと思っております。また再開発で中野にぎわいフェスタも現在の税務署の場所では最後となりましたのは誠に残念と思っております。11月に開催しました親睦チャリティゴルフコンペでは4年ぶりにプレイ後クラブハウスにおいて懇親会を開くことができ参加された皆様が大いに盛り上がり親睦を深めて楽しんでいただいたことが嬉しかったです。

また支部、部会事業につきましては、各支部では支部役員会や会員交流を深める親睦事業も活発に行われました。青年部会では『租税教室』、女性部会では『税の絵はがきコンクール』の公益事業をはじめとし活発に活動して頂き全体的にコロナ禍前に戻りつつあると感じております。

**司会 :** 横山会長ありがとうございました。それでは年頭ということで今年の中野税務署としての抱負と法人会へ期待すること等をお聞かせ頂きたいと思っております。中村署長お願い致します。

## インボイス制度定着、納税者に寄り添った対応を推進

**署長 :** 中野税務署といたしましては、年が越えますと確定申告が始まります。本年も確定申告につきましては、中野署、四谷署、新宿署の3署の合同でベルサール新宿に於いて確定申告会場を2月16日から開くこととしております。昨年に引き続きスマートフォ



(左から木村広報委員長・横山会長・中村署長様)

ンでの申告書作成を推進しております。これは、税務署に来署しなくても、納税者自身が自宅で確定申告ができる施策でございますので、できる限り多くの納税者に利用して頂きたいことが、今年最初の中野税務署としての抱負です。次に、税務署の敷地に関しては、再開発地域ですので移転することになるだろうと思います。現在の建物は昭和39年に建築され約60年経過しております。移転時期に関しては、今年の5月20日を仮庁舎での執務開始日とし、中野駅の南口側の予定としています。昨今は電子化が進んでいますが、行政文書というものは、紙の書類が莫大にある背景があるので、そういった行政文書が1つもなくならないように、移転の準備を進めていくことも抱負になるかと思えます。

また、インボイスに関しては、昨年の10月より制度が開始されていますので、制度の定着が目標です。納税者に寄り添った対応が重要と認識しています。

法人会への期待といたしまして、日頃より説明会、研修会や租税教室等の幅広い税知識の普及活動にご尽力されていますので、その活動を、より一層充実させていただくことと税務行政の将来像2023が公表されていますが、今まで新しく加わった3本の柱の最後の1つの事業者のデジタル化の普及活動をより一層推進頂くことに期待しています。

**司会**：中村署長ありがとうございます。それでは横山会長より新年の抱負を語って頂きたいと思えます。

### 会員増強運動、社会貢献活動の活発に行う法人会

**会長**：法人会といたしまして、まず第1にコロナ禍で約3年間控えておりました、対面による会員増強に力を入れていきたいと思っております。協力会社の各保険会社様も、昨年中過ぎより対面訪問が解禁となり各支部の役員の方と一緒に増強に巡回し成果も徐々に出てきております。また各地域のイベントも復活しますので社会貢献事業に、支部や部会の皆様と大いに参加していきたいと思っております。研修会などは『電子帳簿保存法』の周知に力を入れお忙しい方でも参加可能なWEBを引き続き併用していきたい1人でも多くの方に参加して頂ける様にしたいと思っております。

**司会**：横山会長、ありがとうございます。

さてここで中村署長のアフターファイブ・休日の過ごし方、趣味等をお聞かせ頂きたいと思えます。

### 休日は海釣りに出かける趣味を今後も継続!

**署長**：まず、平日は時間がある朝夕方に中野区内をウォーキングして中野区の街並みを見て楽しんでおります。休日の過ごし方は、乗合船に乗って海釣りをしています。主に関東近郊に行きます。自宅から比較的に近い横浜周辺ですと朝5時に自宅を出発します。茨城や千葉ですと出船時間が朝5時なので寝る時間もなく、自宅を午前2時に出発するときもあります。

主に釣る魚は、アジ、タチウオ、マダイ、ヒラメ等を釣って楽しんでいます。午後2時頃には海釣りが終わり自宅に帰宅出来ますので釣った魚を自らで捌いて食べたり、行きつけのお店に持参して、食べたりしています。自画自賛ですが、自身で釣った魚はとても美味しく感じます。しかし、妻に言わせると「買った魚のほうが安いよ」とよく言われております。

熊本県や鹿児島県に赴任していた当時は海釣りで、カンパチ等の大物を釣った経験があって、非常に手応えがあり忘れられないものがありますが、現在は遠いので、関東近郊の気に入っている船宿に行き、海釣りを継続していこうと思っております。

**司会**：中村署長ありがとうございます。

横山会長には以前お聞きしていますのでその後のゴルフや旅行はいかがでしょう？

**会長**：私としてはまだ車で行ける範囲を旅行しております。コロナが昨年5月に5類となり社会の動きとしては活発になっている昨今でございますので自社の事業が忙しくなり、あまり旅行にいけない現状がございます。

しかしゴルフのほうは一生懸命にプレーをしています。

**司会**：横山会長ありがとうございます。

中村署長、本日はお忙しい中誠にありがとうございました。

新しい年、私達も、法人会の更なる発展の為に頑張ってお参りたいと思えますのでどうぞ宜しくお願い致します。



# 謹賀新年

中野都税事務所  
 所長 白石 真一

新年おめでとうございます。

横山会長をはじめ役員並びに会員の皆様におかれましては、新年をお健やかに迎えの心よりお慶び申し上げます。

昨年中は、貴会の活動や事業を通じまして、東京都の税務行政に多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

貴会におかれましては、日頃から納税意識の高揚や企業経営の健全な発展に努められ、正しい税知識の普及や適正な申告納税の推進等、広く地域社会への貢献活動に尽力されてこられました。その熱心な取り組みに心から敬意を表する次第でございます。

さて、現在東京都は複雑に絡み合うグローバルな動きの中で、物価の高騰、電力の逼迫、気候の変動、加速する少子化などの大きな課題と直面しております。

こうした困難を乗り越えるため、そして明るい東京の未来を確かなものにし、大きな飛躍を遂げるために、都政の大イノベーションを起こしてまいります。

その大改革のための最大のツールとして、都政のDX

化を急速に進めております。デジタルの力で行政サービスの変革に挑みます。業務の効率性や生産性を飛躍的に向上させ、より良いサービスに繋げていきます。

東京都主税局でも、DXによる改革を核とした「主税局ビジョン2030」を策定し、納税者へのクオリティ・オブ・サービスの向上と税務行政の構造改革を2つの柱として掲げております。その一環として、キャッシュレス納税普及への取り組みを強力に推し進めているところです。キャッシュレス納税は、納税者の利便性を抜本的に向上させることに加え、社会全体の生産性向上につながるものであるため、都民や事業者からの期待も高く、本ビジョンにおける重要施策の一つとして位置付けています。将来的に都税のキャッシュレス納税比率を2030年に70%にすることを目標に取り組みを進めてまいります

中野都税事務所といたしましても、納税者の皆様の視点に立ち、親切できめ細やかな対応を心がけ、適正かつ公平な税務行政の推進と、効率的な事務運営に、更に努めていく所存でございます。

本年も引き続き、皆様方の一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本年が穏やかで平和な年でありますように、そして公益社団法人中野法人会の益々の御発展と、会員の皆様方の御健勝、更なる御活躍を心から祈念申し上げます。新年の御挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞよろしくようお願い申し上げます。



## 都税だより



中野都税事務所

都税についてのお知らせ ~23区内に償却資産をお持ちの方へ~

### 1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)

償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	令和6年1月1日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班
申告期限	令和6年1月31日(水)

- ◆詳しくは、資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班までお問い合わせください。
- ◆また、主税局ホームページにも詳しい内容を掲載しておりますので、ぜひご利用ください。申告の手引きや各様式のダウンロード、Q&A や軽減制度に係る解説をご覧ください。

東京都主税局 償却資産

検索



償却資産の申告には、  
**電子申告(eLTAX:エルタックス)も  
 ご利用できます**



eLTAX  
 ホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス

検索

### 令和5年度税務功労者感謝状贈呈式

11月17日、中野都税事務所にて、「令和5年度税務功労者感謝状贈呈式」が行われ、上山一彦様(理事)が受賞されました。誠にありがとうございます。



白石所長より授与



受賞者の皆さま

## 税務署だより

# 申告書作成会場の開設について

～スマートフォンで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場所在地	時間
令和6年 2月16日(金) ～ 3月15日(金) ※ 土、日及び祝日を除きます。(注)	<b>ベルサール新宿セントラルパーク</b> 新宿区西新宿6-13-1 住友不動産新宿セントラルパークビル1F	【受付】 午前8時30分から午後4時まで 【相談】 午前9時15分開始
お持ちいただくもの		案内図
① 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類 ② マイナンバーカード(※) ※ マイナンバーカード発行時に設定した、次のパスワードも必要です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者証明用電子証明書(数字4桁)</li> <li>署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)</li> </ul> ※ マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の書類をお持ちください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>運転免許証等の身元確認書類</li> <li>通知カード等のマイナンバーが分かる書類</li> </ul>		 <p>都営大江戸線 【都庁前駅】 A5出口徒歩4分            都営大江戸線 【西新宿五丁目駅】 A1出口徒歩6分            丸ノ内線 【西新宿駅】 2番出口徒歩6分            JR線・小田急線・京王線 【新宿駅】 西口 徒歩13分            京王バス(宿45) 【十二社池の上】 徒歩11分</p>
<b>入場整理券</b> ○ 会場への入場には「入場整理券」が必要です。 ○ 入場整理券は、「会場」又は「LINEによる事前発行」で入手することが可能です。 ○ 混雑状況によっては、受付を早く締め切る場合があります。 ○ 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来場をお勧めします。		<b>事前に準備いただきたいこと</b> ① 次の方は、収入・支払いなどをご自宅で事前に集計しておいてください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>医療費控除を受けられる方： 病院ごと・人ごとに年間の医療費を集計</li> <li>事業・不動産所得のある方： 収入・経費を科目ごとに集計</li> </ul> ② マイナンバーカードを利用した、マイナポータル連携には以下のようなメリットがありますので、マイナポータル連携の事前準備をお願いします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 確定申告書に添付する書類の管理・保管が不要</li> <li>※ 申告書への自動入力が可能(控除証明書等の集計や1件ずつ入力する手間が不要)</li> </ul>
<b>オンラインで事前発行</b>  <p>LINE アプリで国税庁のLINE公式アカウントを友だち追加してください。</p>		<b>マイナポータル連携の概要は</b> こちらから！ 
<b>その他</b> ○ 用紙の配付は行っていません。また、申告書等の提出のみの場合は、中野税務署宛に郵送してください。 ○ 会場には納税窓口がありません。 納税は、振替納税をご利用いただくか、納期限までに最寄りの金融機関等をご利用ください。 ○ 会場には駐車場・駐輪場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。		<b>マイナポータル連携の事前準備は</b> こちらから！ 
<b>中野税務署における申告相談について</b> ○ 会場の開設期間中、申告書の作成・相談は行っていません。		

(注) ただし、2月25日の日曜日は開場します。

～事業所得者・不動産所得者のみなさまへ～

### 消費税 インボイス制度について

連絡請求書(インボイス)発行事業者は、令和6年4月1日(月)までに消費税の確定申告を行う必要があります。  
 なお、免税事業者がインボイスの登録を受けた場合は、負担軽減措置等があります。

 確定申告手続は、確定申告書等作成コーナー・e-Taxをご利用ください！  
 e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

### インボイス制度に関する情報ガイド(税額の計算方法)



知っとくと **得** 情報 = 税の豆知識 =

税理士

山岡 修治

〒101-0047  
千代田区内神田1-2-2  
小川ビル7階  
神田合同税理士事務所  
TEL 03(3518)2711(代)  
FAX 03(3518)2712  
携帯 090(2212)0306  
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



明けましておめでとうございます。本年も「税の豆知識」をよろしくお願いたします。

さて、新年号であります今回は、昨年、**令和5年(2023年)4月27日からスタートしている「相続土地国庫帰属制度」**について説明いたします。

「遠方の実家の土地を相続したけれども利用する予定がない」、「周りの土地に迷惑が掛かるから管理が必要だけど、負担が大きい」などと言った理由により、土地を手放したいというニーズが高まっています。このような**土地が管理できないまま放置されることで、将来、「所有者不明土地」が発生することを予防するため、相続又は遺贈によって土地の所有権を取得した相続人が、一定の要件を満たした場合に、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする「相続土地国庫帰属制度」が創設されています。**すでに運用が始まっている制度ですが、意外と知られていないようですので、改めて説明いたします。

### 1. 相続土地国庫帰属制度とは

資産価値や利用価値に乏しい土地は「負動産」とも呼ばれています。都市部に生活根拠を移した人が、地方の親の土地を相続すると管理が難しく、固定資産税などの金銭負担もあります。相続放棄で手放すという方法もありますが、預貯金などの土地以外の財産も全て放棄することにもなりますし、また一定期間を過ぎると利用できません。

売却も相続放棄もできず、やむなく所有しているものの、土地の管理ができず、荒れ地となる事態が全国で増えているようです。

そこで令和5年(2023年)4月27日から始まっているのが「相続土地国庫帰属制度」です。条件を満たせば所有権を国に移すことができます。

**新制度で移転の対象となるのは、相続か遺贈によって取得した土地で、自ら購入した土地や生前贈与を受けた土地は対象にはなりません。また、相続時期は問われませんので、数十年前に相続した土地でも申請できるようです。**

なお、土地の状態にも条件があり、建物があつたり、担保権が設定されていたりする土地は

**対象外となります。**家屋がある土地は、自己負担で事前に解体する必要があります。所有権が国に移った後、土地の管理費は税金でまかなわれるため、追加負担が発生しにくい状態での移転が条件となります。

### 2. 申請ができる人

- (1)相続又は相続人に対する遺贈によって土地を取得した人が申請可能です。相続等以外の原因(売買など)により自ら土地を取得した方や、相続等により土地を取得することができない法人は、基本的にはこの制度を利用することはできません。
- (2)相続等により、土地の共有持分を取得した共有者は、共有者の全員が共同して申請を行うことによって、この制度を活用することができます。また、土地の共有持分を相続等以外の原因により取得した共有者(例:売買により共有持分を取得した共有者)がいる場合であっても、相続等により共有持分を取得した共有者がいるときは、共有者の全員が共同して申請を行うことによって、この制度を利用することができます。
- (3)法律の施行前に相続した土地も対象となります。例えば、数十年前に相続した土地についても、この制度の対象となります。

### 3. 審査手数料と負担金

制度の利用を希望する場合は、審査手数料を納付して法務局に申請する必要があります。**審査手数料は土地一筆当たり14,000円(収入印紙)ですが、申請が却下された場合でも返金されませんので、事前に十分検討しておく必要があります。**

次に、国の審査で引き取りが承認された場合は、10年分の管理費(法律上は「負担金」という。)を納付する必要があります。この負担金は原則20万円ですが、宅地、農地、山林については、一定の場合、面積に応じて負担金が増額される場合があります。

## 4. 申請手続き

制度の利用を希望する相続人は、帰属の承認申請をする土地が所在する都道府県の法務局・地方法務局(本局)の不動産登記部門(登記部門)に申請となります。法務局・地方法務局の支局・出張所では、承認申請の受付はできませんので注意してください。

申請の際は、所定の申請書に加え、主に

- ①印鑑証明書
- ②土地の形や位置関係が分かる図面
- ③現地写真
- ④隣地との境界点分かる写真

を、提出する必要があります。

申請が受理された後は法務局で書面審査が行われ、その後、現地調査も行われます。審査が完了して問題がなければ、負担金を納めて正式に国が引き取ることとなります。

この制度を利用したいと考える相続人は少なくないようで、法務省によれば、申請の動機としては

- ①遠方に所在するため利用の見込みがない、
- ②処分したいが買手が見つからない、
- ③子孫に相続問題を引き継がせたくないの  
権利関係を整理したい

といった理由を挙げる人が多いそうです。

## 5. 引き取ることができない土地

国が引き取ることができない土地の要件については、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律(令和3年法律第25号)において定められています。

### (1)申請をすることができないケース(却下事由)

- ①建物がある土地
- ②担保権や使用収益権が設定されている土地
- ③他人の利用が予定されている土地
- ④土壌汚染されている土地
- ⑤境界が明らかではない土地・所有権の存否  
や範囲について争いがある土地

### (2)承認を受けることができないケース(不承認事由)

- ①一定の勾配・高さの崖があって、管理に過  
大な費用・労力がかかる土地
- ②土地の管理・処分を阻害する有体物が地上  
にある土地
- ③土地の管理・処分のために、除去しなけれ  
ばいけない有体物が地下にある土地
- ④隣接する土地の所有者等との争訟によらな  
ければ管理・処分ができない土地
- ⑤その他、通常の管理・処分に当たって過分  
な費用・労力がかかる土地



## 「ゴルフの起源」

ゴルフの起源についてはいろいろな説がありますが、大きく分けてイギリスのスコットランド発祥説とオランダ発祥説があります。しかし、ゴルフにまつわる文献はスコットランドの方が圧倒的に多い状況です。それらの文献によれば、ゴルフは14世紀頃からすでに行われていたようで、羊飼いが手に持った棒でウサギの巣穴に小石を飛ばしていた遊びがゴルフの始まりと言われています。

その後、クラブの素材は木から鉄に、ボールは石から木、そしてゴムへと進化しました。ゴルフは18ホールですが、前半の9ホールをアウト、後半をインと呼びます。クラブハウスを基点として、出発(going out)、帰館(coming in)がその名の由来です。

## 1月の税務と労務

- ・国税/給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の提出 本年最初の給与支払日の前日
- ・国税/報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出 1月31日
- ・国税/源泉徴収票の交付、提出 1月31日
- ・国税/12月分源泉所得税の納付 1月10日  
(納期の特例を受けている事業所の7~12月分は1月22日)
- ・国税/11月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 1月31日
- ・国税/5月決算法人の中間申告 1月31日
- ・国税/2月、5月、8月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 1月31日
- ・地方税/固定資産税の償却資産に関する申告 1月31日
- ・地方税/給与支払報告書の提出 1月31日

## 2月の税務と労務

- ・国税/令和5年分所得税の確定申告受付 2月16日~3月15日  
(還付申告は申告期限前でも受け付けられます)
- ・国税/贈与税の申告受付 2月1日~3月15日
- ・国税/1月分源泉所得税の納付 2月10日
- ・国税/12月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 2月29日
- ・国税/6月決算法人の中間申告 2月29日
- ・国税/3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 2月29日
- ・国税/決算期の定めのない人格なき団体等の法人税の確定申告及び納付 2月29日
- ・地方税/固定資産税の第4期分の納付 市町村の条例で定める日

## 法人会の『令和6年度税制改正に関する提言』

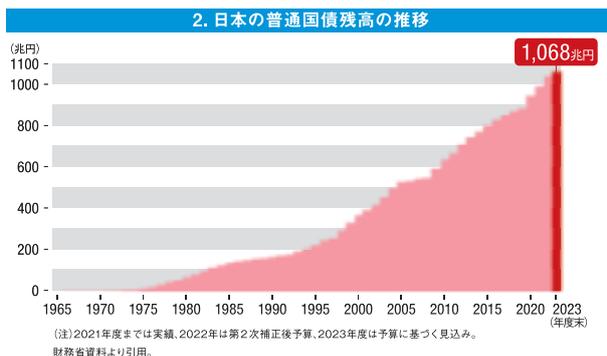
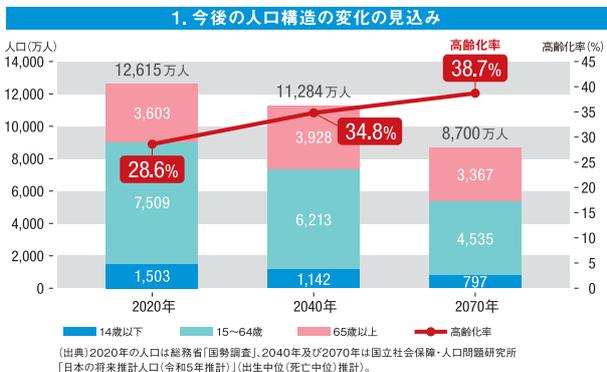
# 少子高齢化 × 国債残高 1000兆円超

## 私たちは財政健全化を求めます!

中小企業を中心として全国約75万社の会員企業で構成される“経営者の団体”「公益財団法人 全国法人会総連合（略称：全法連）」は、9月19日開催の理事会において「令和6年度税制改正に関する提言」を決議しました。地域経済や雇用の担い手である中小企業にはコロナ禍で体力を奪われ経営に苦しんでいるところも少なくありません。事業承継や消費税のインボイス制度などへの対応も合わせ、税財政上のきめ細かい支援が必要です。また、日本の国債残高は1,000兆円を超えています。コロナ対策財源として発行された約100兆円の国債をどう返済するかは重要な課題です。さらに少子化対策や防衛力の抜本強化が打ち出されていますが、その財源論は置き去りにされています。我が国は先進国最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという深刻な社会構造問題を抱えています。負担をあやふやにし、歳出だけを先行実施するような財政運営では国の未来は開けないと考えます。



公益財団法人 全国法人会総連合  
会長 小林 栄三  
伊藤忠商事(株) 名誉理事



### 令和6年度税制改正スローガン

- 財政健全化は国家的課題。  
負担を先送りせず現世代で解決を!
- 企業への過度な保険料負担を抑制し、  
経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を!
- 経済再生には中小企業の方が不可欠。  
健全な経営に取り組む企業に実効性ある支援を!
- 中小企業は地域経済と雇用の担い手。  
本格的な事業承継税制の創設を!



# 令和6年度税制改正に関する提言(概要)

## I 税・財政改革のあり方

### 1. 財政健全化に向けて

- ・財政健全化は国家課題であり、本格的な歳出・歳入の一体改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行する。
- ・まずは2025年度の基礎的財政収支(プライマリーバランス＝PB)黒字化目標を確実に達成しなければならないが、その後の財政健全化の議論も並行して開始する必要がある。その際には財政規律を確立するための新たな健全化目標や実効性を担保できる財政運営手法が欠かせない。

### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・社会保障給付費は高齢者人口がピークを迎える2040年には、190兆円(令和5年度 約134兆円)に達する見込みである。目の前には、団塊の世代すべてが後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」もある。持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立という国家課題はこうした前提の下で問われている。これを解決するには「中福祉・低負担」のいびつな構造を「中福祉・中負担」に改革するしか方法はない。具体的には適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することである。
- ・少子化対策の財源として社会保険料の上乗せ等が挙げられているが、中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような制度づくりが求められる。

### 3. 行政改革の徹底

- ・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが肝要である。直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

## II 経済活性化と中小企業対策

### 1. 中小企業の活性化に資する税制措置

- 中小企業は地域経済と雇用の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。健全な経営に取り組んでいる企業が立ちゆくよう実効性ある支援をすることは、政府の責任であり義務といえる。
- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引き上げ。
  - (2) 「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化。等

### 2. 事業承継税制の拡充

- 中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。
- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設。
  - (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の延長・充実。
  - (3) 取引相場のない株式の評価の見直し。

### 3. 消費税関係

- 政府は、軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば制度の是非を含めて見直しが必要である。
- (1) インボイス制度の導入にあたり、国は事業者混乱が生じないような制度の周知を徹底するとともに、事務負担を軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
  - (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。等

#### 法人会とは

私たち法人会は、中小企業を中心として全国約75万社の会員企業を擁する団体です。41都道県に440の単位法人会が組織され、創設以来70年にわたり、国の根幹ともいえる「税」の分野を中心とした活動を全国的に展開し、申告納税制度の維持・発展に寄与してまいりました。近年は、我が国の将来を見据えた税の提言や各種研修会の開催、地域社会貢献活動に加え、次代を担う児童への租税教育や税の啓発活動、さらには企業の税務コンプライアンス向上に資する取り組みにも力を注いでいます。なお、法人会青年部会では、社会保障給付の抑制と安定的な国の歳入確保に資するため「財政健全化のための健康経営プロジェクト」を展開し、①「健康経営」を柱にした企業の活力向上がもたらす税収の増加、②適切な医療利用による医療費の適正化に向けたアクションプランに取り組んでいます。

※「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

# 全法連 第39回法人会全国大会(群馬大会)

群馬大会 10月18日(水)  
(於:高崎芸術劇場)

## 第1部 記念講演

演題:好機到来

## 第2部 式典

開会の辞

国歌斉唱

来賓紹介

主催者挨拶

来賓祝辞

表彰受彰会紹介

税制改正提言の報告

青年部会による

租税教育活動の報告

大会宣言

閉会の辞

## 第3部 懇親会



(一社)群馬県法人会連合会  
会長 齋藤 一雄



(公財)全国法人会総連合  
会長 小林 栄三



講師の福田尚久氏



参加された皆様



小林会長



住澤国税長官



山本群馬県知事



富岡高崎市長



会場内で



終了後、懇親会(於:グッドモーニングカフェ)

## 支部だより

### 活発な社会貢献活動を展開!!

10月21日 《第3支部》第46回野方地区まつり(小・中学生を対象に税金クイズ 於:野方WIZ駐輪場)



応援いただいた皆様



ラリー形式でクイズ



11月4日 《第8・9支部》演奏・セーフティー教室&講演会(於:中野区立第一小学校)



会場風景



左から

第1部:健康教室 みやびハート&ケアクリニック院長 渡辺雅貴先生

第2部:セーフティー教室 生活安全課

第3部:ミニコンサート Trio Fuji

第4部:法人会寄席 三遊亭金也氏



参加された皆さま

11月17日 《第6支部》第18弾 懇親会 JAZZライブ&ダイニング 神楽坂の夜会

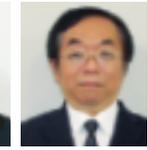


三橋支部長 司会:山内副支部長 乾杯:木村副会長 左からTp.&Vo[ヒロ川嶋]、Ba[中津裕子]、P[杉山美樹] ~ 参加された第6支部の皆様 ~ 中締:小峰副支部長

# 本部 だより

## 活発な事業・研修(税関係)を展開!!

副署長講話 並びに 税務研修会(10月13日&10月16日 於:法人会館+WEB)



～～～ 10月13日 参加された皆様 ～～～ 10月16日 参加された皆様 堀内統括官様 金高副署長様 木村審理調査官様

「第31回法人税実務講座」&「第32回源泉所得税実務講座」(10月26日 於:署別館)

実務講座に参加して ～今後の実務に活かします～

(株)セフティデンキ 高橋裕子

初めての経理業務担当から5か月が経ちましたが、業務を進めて行く上で、まだわからない事が多々あり、少しでも知識を吸収し業務に活かしたいと思い参加させていただきました。

今回は、年末調整に向けて、今年からの変更点についての詳しい説明、消費税の基礎知識、インボイス発行業務における既存業務の変更点、電子

講師：(中野税務署) 吉田上席様・木村審理調査官様  
帳簿保存法の要点などを講義していただき、理解を深めることができました。質疑応答にも対応いただき、今回のような講座は大変ありがたいです、今後も機会がありましたら参加させていただきます。ありがとうございます。



参加された皆様

中野法人会経営塾 第二弾(令和5年度の年末調整説明会) (11月7日 於:中野パークカンファレンス1F会議室)

◆ 非居住者である扶養親族の扶養控除の適用要件変更等、改正点を丁寧に説明して頂きました ◆

令和5年度の扶養親族の扶養控除の適用要件変更や扶養の数え方など基本的な事項を解説され、扶養を適用する時に誤りやすいポイントを重点的に説明いただきました。ご参加いただいた約30人の受講者は熱心に聴講されていました。



～ 参加された皆様 ～



吉田上席様

## 活発な社会貢献活動を展開!!

中野にぎわいフェスタ2023に参加

11月11日 税金クイズなど実施(於:中野税務署前)



11月11日応援していただいた皆様(署長)と



～～～～～ 青年部会の皆様による税金クイズ



女性部会の皆様(受付)



女性部会の皆様(受渡)



～～ 法人会風船 ～～



会場を演奏で盛り上げていただいた皆様

# 本部だより

## 11月21日 中野法人会 福利厚生事業

### 第9回チャリティゴルフコンペ 於:平成倶楽部



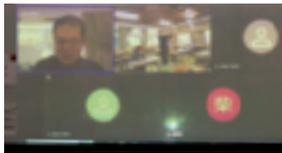
優勝:久保田浩司様 準優勝:佐々木達哉様 第3位:糠信誠吾様 女性優勝:三田美紀子様 ～～ 参加された皆様 ～～

11月13日  
税を考える週間  
『PR活動』



～～ 横山会長 ～～ ～～ 中村署長 ～～ ～ 参加された皆様 ～

## 中野法人会経営塾 第三弾(法律セミナー) (11月16日 於:中野法人会館&WEB)



### ◆ 職場のLGBT ◆

～ 働きやすい職場環境を ～

昨今の難しい問題について丁寧に事例を解説いただきとても分かりやすく考えさせられる内容の濃い研修会でした。宮川先生ありがとうございました。



講師:宮川先生

～～ 参加された皆様 (法人会館&WEB) ～～

## 『税を考える週間・秋の講演会 河添恵子氏』を招聘し開催 (11月24日 於:中野セントラルパークカンファレンスB1)



～～～ 参加された皆様 ～～～ ～ 会場風景 ～ 大島女性部会長・講師:河添恵子氏 講演会后、先生を囲み懇親会 柴野公益事業委員長

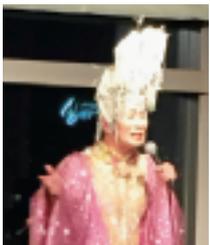
# 部会だより

## 《女性部会》 10月24日 懇親会を開催

爆笑ものまね“まりもちゃん”  
&  
小田急センチュリーサザンタワー ディナー



挨拶:大島部会長



ものまねショー  
「まりもちゃん」



司会:谷津会計監査



税金クイズを実施



乾杯:平澤副部会長



中締:松原副部会長



～～～～～ 参加された皆様 ～～～～～

# 本部・部会だより

青年部会がボウリングを(10月27日 於:高田馬場グランドボウル)



挨拶:米持部会長 参加された皆さま(ボウリング会場) 始球式:加藤副部会長



優勝:滝口様 準優勝:加藤様 第3位:蓮實様



結果発表・参加された皆様(懇親会)

## 《第12回 税の川柳コンクール》

応募作品(172点)から税制税務委員会の役員と理事の皆様にご選考して頂きました。

- ・《中野法人会 会長賞》  
インボイス  
やっぱりかなり しんどいす
- ・《税制税務委員会推薦による 中野法人会 会長賞》  
納税で 未来の世代に 夢託す(TAX)
- ・《優秀賞》  
税金で 財布の紐が より締まる  
正直に 納めりゃ何も 怖くない  
酒たばこ 命を削って 納税だ  
師走だけ 駆け込みがちな 「ふるさと」です

第37回法人会 全国青年の集い(山形) 東法連(第4ブロック 租税教室) 音と光のフェスティバル



11月9日(当会から米持部会長始め4名参加)



11月15日 米持部長・吉永副部長が参加(於:愛児の家)



11月18日(於:平和の森公園)

## “税の作文コンクール” 入賞作品

公益社団法人 中野法人会会長賞

### 【税金に託すこれからの被災地】

中野区立北中野中学校 3年 沼田 采華

私の父は福島県出身だ。夏休みに父の地元へ行って、海沿いの道でドライブをした。その時に見たのが、道路と堤防が整備され、その周りには小さな木がバラバラと植えて



「表彰式(12月6日 於:区役所内)」ある風景。私は父に言われるまでその景色について何も思わなかった。が、父が言った時、見る視点が変わった。

「昔はここから海が見えたんだよね。でも震災で堤防が高くなって見えなくなっちゃったんだよ。」その瞬間、私は堤防を見て海を想像した。また、「この辺も住宅地だったんだけど、全部流されちゃったんだ。」

と父は言った。私はまた想像した。この辺の家は、きれいで穏やかな海が日常的に見ることができたのだろう。だが、今はただ殺風景だった。

これらのことから、私は何かできないものかと考えた。なぜなら、震災の前までは風景として楽しめた場所がただ被災跡地としてあるだけだからだ。率直に、このままではいけない。

そこで、復興の資金となる税について目を向けてみることにした。まず、津波から身を守るための堤防、仮設住宅らの費用に税金がかかっている。また、インフラの整備、災害公営住宅などのこれからを過ごす

めにも使われているようだ。そして、津波によって流れてしまった町の復興もしているようだ。しかし、私は「町」の復興で終わらしてはいけないと感じた。私が見たあの海のある場所がその殺風景としたあり続けるからだ。

このことから、私は被災地復興の税金の使い方を考えた。なぜなら、私のようにこの場所をどうにかしてほしいと思う人がいると考えるからだ。そのことを実現するために、まず何に税金を使うかを多くの人に共有するべきだと思う。復興庁のホームページには、東日本大震災の復興の予算概算や取り組みが公開されているが、身近で多くの人が見るかというとなかなか難しい。そのため、SNS上に復興する前と後の写真を使い、この場所が税金によって変わったというアピールをしたらどうだろう。その現状を見て、国民が評価できるし、国民らが支払ったお金がどのように使われているのか明確になり税を払いやすくなると思う。

私たちは日常的に税金を払っている。しかし、必ずしも税金の全てが自分の希望で使用されるわけではない。だからこそ、実際にどう使われているか詳細が分からなくては、高額な税金の支払いに疑問を感じてしまうだろう。また、私は税金の支払いを義務的な募金と考える。税金によって実現することは、学校や私たちの暮らしに利を与えたいと思う。そのため、税金をしっかりと払って、訪れた被災地がどうか海を生かしたスポットとなってほしい。

# 第14回「税に関する絵はがきコンクール」

入賞作品の展示	
常 設	中野法人会館1階
12/11～ 12/28	西武信用金庫 本店 1 階
1/5～ 1/31	中野駅ガード下ギャラリー (夢通り)

## 中野税務署長賞



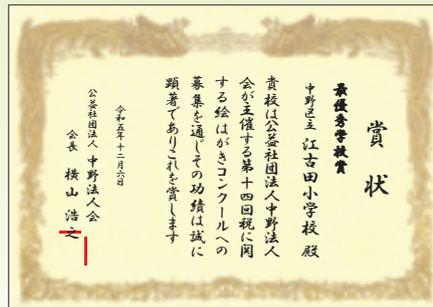
みなみの小学校  
林 彩夏 様



10月23日 審査会  
(於:中野セントラルパーク西武信用金庫会議室2F)



中野区立江古田小学校 殿



最優秀学校賞



(表彰式 12月6日 於:中野区役所)

## 中野都税務所長賞



江古田小学校 樋口 佳那 様

## 中野区長賞



みなみの小学校 田中 美羽 様

## 中野租税教育推進協議会 会長賞



みなみの小学校 村田 昊大 様

## 中野法人会 会長賞



江古田小学校 橋元 由姫 様

## (青年部会推薦による) 中野法人会 会長賞



江古田小学校 小鞠 智矢 様

## (女性部会推薦による) 中野法人会 会長賞



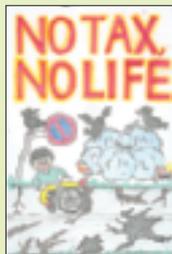
桃園第二小学校 西村 望亜 様

## (女性部会推薦による) 中野法人会 会長賞



桃園第二小学校 大月 すず 様

## (女性部会推薦による) 中野法人会 会長賞



みなみの小学校 大崎 未玲 様

## (女性部会推薦による) 中野法人会 会長賞



みなみの小学校 萩原 咲 様